

島根原子力発電所 2号機の再稼働判断 に係る知事・3市長会議について

防災安全部防災安全課

1. 日 時 令和3年9月14日(火) 13時30分～14時30分
2. 会 場 くにびきメッセ 国際会議場
3. 出席者 ①構成員 島根県知事、出雲市長、安来市長、雲南市長
②オブザーバー 中国電力株式会社

4. 議事内容

(1) 会議設置要綱の制定について (別紙)

○制定要旨 島根原子力発電所2号機の再稼働判断にあたり、県が周辺3市の考えをよく理解し、意見を汲みとるための会議を設置する。

○協議結果 了承

○質疑

(雲南市長発言要旨)

- ・会議の目的が、島根原子力発電所2号機の再稼働判断に限定されている理由は何か。
- ・市側から会議の招集を要請することはできるのか。
- ・周辺3市の考えは、会議の場で回答を求められるのか。回答の期限を区切るのか。

(事務局回答要旨)

- ・現時点における重要な判断は、島根原子力発電所2号機の再稼働であるため、そのための会議としている。3市のご意見を伺ったうえで、同様な会議を開催することを検討したい。
- ・市長から会議開催の要請があれば、対応する。
- ・周辺3市からの回答は、会議の場でも述べていただきたい。文書でも照会する。回答期限は考えていない。

(2) 「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書の改定について

○改定要旨 「立入調査の要請」及び「措置要求の意見聴取」の項目を追加

○協議結果 了承

○質疑 なし

(3) 「島根原子力発電所に係る出雲市民、安来市民及び雲南市民の安全確保等に関する協定」の運営要綱の改定について

○改定要旨 「核燃料物質等の輸送の事前連絡」に係る条項を、立地自治体と同じ記載に変更

○協議結果 了承

○質疑 なし

(4) 今後のスケジュール

第2回会議(日程未定)

- (1) 県から、原子力安全顧問会議、安全対策協議会等の意見の報告
- (2) (1)に対する国・中国電力の見解の説明
- (3) (2)に対する県の見解の説明
- (4) 意見交換

(5) 意見交換

(出雲市長発言要旨)

- ・立地自治体と同様な安全協定の締結を求めていくという立場に変わりはない。
- ・県が、島根原子力発電所2号機の再稼働をはじめ重要な判断を行う際は我々の意見を十分反映いただきたい。
- ・段階的避難の住民理解は非常に重要であり、県においても引き続き周知活動をお願いしたい。
- ・広域避難計画については、実効性の向上に努めていただきたい。
- ・一時集結所の老朽化対策など、財政面も含め、県から一層の支援をお願いしたい。

(安来市長発言要旨)

- ・立地自治体と同様な安全協定の締結を求めていくという立場に変わりはない。
- ・確実に3市の意見等を反映できるような運営をお願いしたい。
- ・島根地域の緊急時対応は、新しい知見を取り入れながら不断の改善を図っていく必要がある。
- ・広域避難の実効性を高めるうえで、県の主導のもと取組を進めていただきたい。
- ・防災対策以外の地域経済の活性化や地域振興など、多方面での支援を検討いただきたい。

(雲南市長発言要旨)

- ・立地自治体と同様な安全協定の締結を求めていくという立場に変わりはない。
- ・県においては、意見を十分に反映していただきたい。
- ・緊急時対応について、国、県において十分な説明をお願いしたい。
- ・災害発生時のサテライトオフィスや避難経路の災害対策など、防災機能の拡充に、さらに配慮いただきたい。
- ・立地自治体とは事前了解権以外にも、税収や地域振興に向けた財源の違いがある。そうした差異を縮小することも、再稼働を容認するかどうかという心理的な要素と考えているので検討をお願いしたい。

(知事発言要旨)

- ・3市の市民・県民の皆様の意見を反映できるような運営をしていきたい。
- ・県としても、国や中国電力から2号機の再稼働について、様々な疑問に直接説明いただくことは必要と考えている。
- ・防災対策について、住民理解の促進や県の広域避難計画、各市の避難計画等の具体化、充実化への継続的な取組は、県も重要なことと考えており、各市と連携しながら取り組んでいく。
- ・防災対策を通じて、地域の経済活性化といった観点からの3市への支援について、県として検討していきたいというふうに考えており、県だけで対応が難しいものは、国へ要望していくことも検討していきたい。

島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議設置要綱

(本会の目的)

第1条 島根県が出雲市、安来市及び雲南市（以下「周辺3市」という。）と締結する「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書（以下「覚書」という。）に基づき、島根県が島根原子力発電所2号機の再稼働の判断にあたって、周辺3市それぞれの考えをよく理解し意見をくみ取るために、本会を設置する。

(委員の構成)

第2条 本会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 島根県知事
- (2) 出雲市長
- (3) 安来市長
- (4) 雲南市長

2 前項各号に掲げる者のほか、国、中国電力、その他構成員が必要と認める者に説明者として参加を求めることができるものとする。

(本会の開催)

第3条 本会は、島根県知事が招集する。

- 2 本会は、原則として公開する。
- 3 本会の司会は島根県防災部長が行う。

(考えの聴取)

第4条 島根県は、覚書に基づき、島根原子力発電所2号機の再稼働の判断にあたって、周辺3市の考えを聴き、よく理解するために必要な事項について意見交換するものとする。

- 2 島根県は、県に対する周辺3市の考え等を踏まえ、県として必要な対応について周辺3市に説明するものとする。
- 3 島根県は、国や中国電力に対する周辺3市の考え等について、国に伝えるとともに、周辺3市の考え等への対応について回答するよう求めるものとする。
- 4 周辺3市は、前2項の説明及び回答があった後、最終的な考えを島根県に伝えるものとする。

(県の判断の説明)

第5条 島根県は、総合的に判断した島根原子力発電所2号機再稼働に関する重要な判断や回答を、周辺3市に説明するものとする。

(庶務)

第6条 本会の庶務は、島根県防災部原子力安全対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は島根県が定める。

付 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。